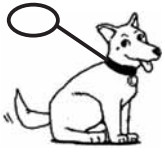


犬や猫の飼育について ~考えよう他人の迷惑~

次のような苦情が増えています。



- フンの放置で…通学時や、公園で遊んでいた子供が踏んだ、触った。
- 近所の犬の鳴き声がうるさくて…夜眠れない、窓を開けられない。
- 猫が庭や畑に入ってきて…フン尿で困る。作物などを荒らされる。
- 野良猫にエサをあげている人がいて…居着いて増えている。



これらは飼い主の気配りと責任ある飼育で改善できます。
野良猫にエサを与える人も、飼い主と同じ行為です。モラルとマナーを守りきちんと飼育しましょう。

犬を正しく飼育しましょう

- 放し飼いはやめて、散歩のときもリードをつける。
- 飼い犬のフンを持ち帰ることは飼い主の義務です。
- 飼い主は、飼い犬が道路等公共の場所においてフンを排せつした場合には、直ちに当該フンをその場所から除去しなければならぬ。違反した場合は、10万円以下の罰金が科せられます。
- しつけや訓練を行い、無駄吠えさせないようにしましょう。
- 飼い犬の迷子・行方不明、飼い犬に咬まれると言った事故が増えています。飼い主は、適正な飼養及び保管を行うことが県条例で決められています。(兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例)
- 犬がいなくなったら、すぐに警察や市役所に問い合わせましょう。

犬の登録・狂犬病予防注射

- 犬の登録・狂犬病予防注射は法律により犬の飼い主に義務が課せられています。
- 年に一度、必ず狂犬病予防注射を受けさせ、鑑札・注射済票を装着しましょう。(狂犬病予防法)
- 日本国内には狂犬病の発生はありませんが、近隣諸国では狂犬病がまん延しており、平成18年には、海外で犬に咬まれた日本人2名が帰国後に狂犬病を発症して亡くなっています。(狂犬病を発症すれば、ほぼ100%死亡します)

猫を正しく飼育しましょう

- 室内飼養に努めましょう。
- 飼い猫であることを示すために、首輪や迷子札などを付けましょう。
- 動物を捨てたり、虐待することは犯罪です。捨てられた犬や猫は、野良犬や野良猫になり人に危害を加えたり田畑を荒らしたりして迷惑になります。

終生飼育、適正飼養

- 動物を捨てる(捨てる)した者は、50万円以下の罰金に処する。(動物の愛護及び管理に関する法律)
- 動物を飼うことは、動物の命を預かることです。飼い主は、動物が健康で快適に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。人と動物が共に生きていける社会の実現には、飼い主のモラルとマナーが必要です。
- 不妊処置を行うなど、みだりに繁殖させないようにしましょう。

■問い合わせ先 市役所生活環境課 ☎672-6121